

特集

子どもの未来を、守る。

189(いちはやく)
ちいさな命に
待ったなし

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。
あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。

児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。

いち はや く
189
児童相談所
全国共通
3桁
ダイヤル

出産や子育てに関する悩みや質問がある方は、
県北児童相談所や市へお気軽にご相談ください。

連絡は匿名で行うことも可能です。
連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。
お住まいの地域の児童相談所につながります。

※一部のIP電話からはつながりません。



児童虐待がない社会を実現するため、2000年に児童虐待防止法が施行され、児童虐待に対する本格的な取り組みが始まりました。2016年には児童福祉法の理念の見直しを含む改正、2019年には体罰の禁止が児童福祉法、児童虐待防止法に明記されるなど法整備が進められています。

しかし、連日のように報道される、虐待による子どもの死亡という痛ましいニュース。

統計によると、全国で虐待による死亡事例は、平均して年間50件を超え、1週間に1人の子どもが虐待により命を落としているという現実にあります。

児童虐待は、児童相談所や市町村などの公的機関だけで防ぎきることはできません。当事者だけでなく、社会全体の大きな問題として、地域に住む私たち1人ひとりが「子育てにやさしい社会」を作ることが、児童虐待の防止につながります。

多くの方が児童虐待について正しい知識を持ち、子育てに悩んでいる保護者にさりげなく手を差し伸べられる社会づくりが、解決策のひとつになるのではないのでしょうか。



特集 子どもの未来を、守る。

虐待としつけの違い

虐待とは、力のある人が逆らえないような状態にある人に対し、ひどい扱いをすることをいいます。

特に子どもへの虐待は、子どもの健やかな成長や発達を損ないかねず、その後の人生にまで影響を与えかねません。

体罰や暴言は、恐怖により子どもをコントロールしているだけで、なぜ叱られたのか子ども自身が理解できていないこともあります。

しつけとは、自立して生きていくために必要な情報や知識、スキルを身に付けさせることを言います。そのためにも、保護者は、子どもが感情や欲求をコントロールできるよう、子どもの理解度に配慮しながら、社会のルールやマナーを守ることの大切さを根気よく伝えていかなければなりません。

これは、子どもへの愛情に基づいたものであり、あくまでも主体は子ども自身として考えなければなりません。

子どもに対する虐待の種類

体への暴力だけでなく、子どもの心を傷つけること、衣食住の世話をしない、といったことも虐待にあたります。

【心理的虐待】

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で夫婦げんかや家族に対して暴力をふるう(DV)など

【ネグレクト】

家に閉じ込める、食事を与えない、不潔にする、自動車の中に放置する、病気になっても病院に連れて行かないなど

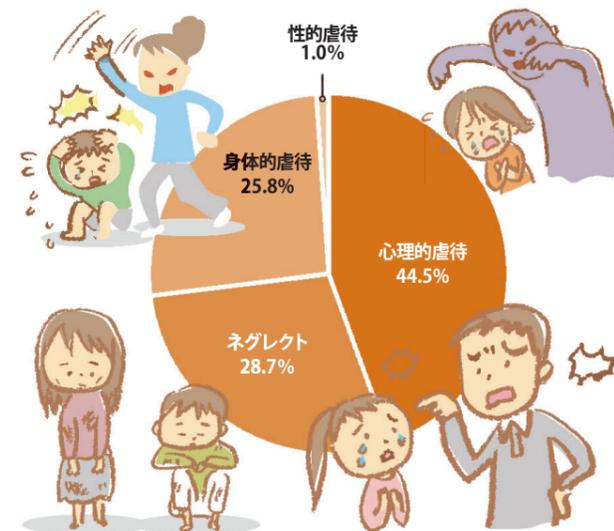
【身体的虐待】

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど

【性的虐待】

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

○県内の児童虐待種類別割合(平成30年度)



※出典：栃木県児童相談業務概要より(県内児童相談所が対応した件数)

子どもへの虐待はなぜ起きるのか?

虐待は特別なことではありません。児童虐待は、どこかの家庭にも起こり得ます。

子育てをしていると、子どもが言うことを聞いてくれない、イライラすることもあります。そのような、子育ての大変さを家族や周囲の人に理解してもらえずに、保護者自身も悩み・苦しんで、そのストレスを子どもに向けていることもあります。

そのほかにも、家族間のストレスや経済的な問題、親子の孤立など、さまざまな心理的・社会的な要因が複雑に絡み合って生じます。

子育てをする中で感じる不安や寂しさといった感情は、決して特別なものではありません。虐待をしている親自身が悩み、やめたいと望んでいる場合も多いのです。

また、虐待しているとみられ、地域から敬遠されると、社会から孤立してしまいます。そういう家族にこそ、周囲の温かい支えと適切な支援が必要です。

【保護者の要因】

- ・過度なストレスを受けている
- ・精神疾患などで精神的に不安定になっている
- ・子どもに愛情がもてない
- ・自分自身も虐待された経験がある など

【子どもの要因】

- ・よく泣く、なかなか泣き止まないことがある
- ・こだわりや癇が強いなど、なだめにくい
- ・発達の遅れや偏り、慢性疾患、障がいがある など

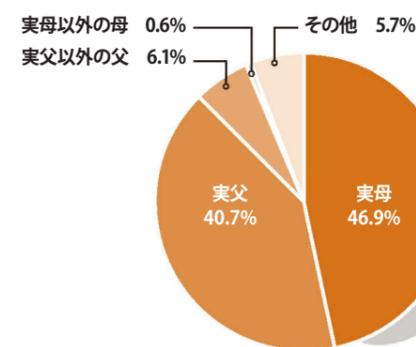
【家族環境の要因】

- ・経済的に不安定な生活をしている
- ・夫婦仲がよくない
- ・離婚や再婚などで、家族関係が複雑になっている など

【社会関係の要因】

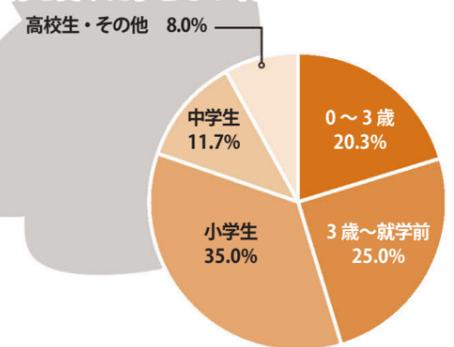
- ・家の中に引きこもりがち生活をしている
- ・相談や援助を求めることが苦手
- ・親族や近所の方と接点が少ない など

○主たる虐待者(平成29年度)



※出典：厚生労働省子ども家庭局資料より(全国児童相談所が対応した件数より算出)

○虐待を受けた子どもの年齢(平成30年度)



※出典：栃木県児童相談業務概要より(県内児童相談所が対応した年齢別割合)

虐待の数と内訳・増加の理由

【啓発により通告の意識が高まった】

虐待による悲惨な出来事が知られるようになると、家族間の暴力などは、家庭内の問題だとして社会は介入すべきでないとする考え方から、家庭内のことであっても暴力に対して社会が介入すべきであると社会意識が変化し、児童虐待防止法の成立につながりました。

同法の成立やそれに関する啓発によって市民意識が変化し、潜在していた虐待が顕在化したことが、虐待の通告件数が増加した1つの要因と考えられています。

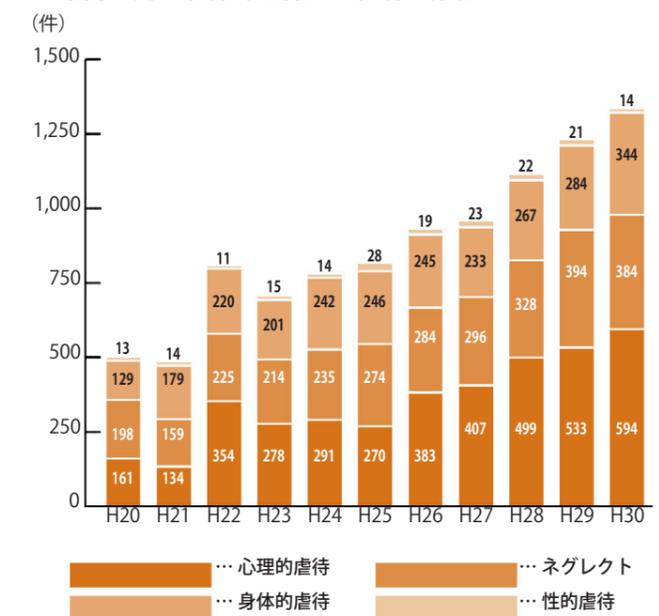
【家庭の子ども養育機能の低下】

核家族の増加、地域とのつながりの希薄化、他にも離婚率や離婚に伴う貧困率の増加など、さまざまな問題を抱える家族に支援が届いていないといった社会的要因が考えられます。

【子どもの前でのDVも心理的虐待と定義された】

児童虐待防止法で、夫婦間の暴力であるDV(ドメスティックバイオレンス)を子どもの面前で行うことは、子どもにとって心理的虐待に当たると示されました。これを受けて警察は、警察がDVであると認知した事例で、父母などの間に未成年の子どもがいる場合には、児童相談所に通告するようになったことも増加した要因と考えられています。

○県内の児童虐待対応件数・種別の推移(平成20～30年度)



※出典：栃木県児童相談業務概要より(県内児童相談所が対応した件数)

身近にある SOS に気づいて！



声にならない助けを求める思いに気づいてください！

【「気づき」から「つなげる」ことで子どもを守る】

気になることがあり相談や通告に迷うということは、その親子に対して、気がかりなことがあるからではないでしょうか。周りから見て「虐待かどうかわからない」ケースも少なくありません。

子ども自身は、虐待を受けても他の家庭の状況を知らないため、「自分が悪いからだ」と自分を責め、助けを求めることができない可能性があります。

相談や通告によって、行政機関が家庭の状況を確認し、虐待でないと分かれば問題ありませんし、また、悩みを抱えていることが分かれば、状況に応じて支援サービスの情報提供を行ったり、市の子育て世代包括支援センターに相談することを勧めたりするなど、子育て支援につなげることができます。



【子育ての SOS サインを見逃さないで！】

複数の情報提供があると、子どもや保護者の状況をより的確に把握することができ、親子への支援をスタートさせることができます。虐待を受けている子どもや、虐待してしまっている保護者自身は、自ら助けを求める声が出にくいことが少なくありません。

○子どものようす

- ・いつも子どもの泣き叫ぶ声がある
- ・いつも保護者の怒鳴り声がある
- ・不自然な傷や打撲のあとがある
- ・衣類や体がいつも汚れている
- ・落ち着きがなく乱暴である
- ・表情が乏しい、活気がない
- ・夜遅くまで子どもがひとりで家の外にいる など

○保護者のようす

- ・地域などと交流が少なく孤立している
- ・小さい子どもを家においたまま外出している
- ・子育てに関して無関心
- ・強い不安を抱えている
- ・子どものけがについて不自然な説明をする など

虐待が及ぼす子どもへの影響

虐待は、子どもの心身に深い傷を与え、大人になっても社会生活を送るうえで大きなハンディを背負うこととなります。

虐待による影響は、具体的に次のようなことが言われています。

【脳への影響】

子どもの時に受けた虐待などにより、脳に大きなダメージを受けている可能性があることが報告されています。

- ・厳しい体罰により、前頭前野（社会生活に重要な部位）の大きさが減少
- ・言葉の暴力により、聴覚野（声や音を知覚する部位）が変形

【心理的影響】

- ・自分はダメな人間だと思い込んでしまい、自己肯定感や自尊心が持てない状態になることがあります。
- ・安定した愛着関係を築くことができず、愛着障がい（対人関係障がい）が生じることがあります。
- ・怒りや感情のコントロールができず、攻撃的・衝動的な行動を取ったり、欲求のままに行動したりする傾向があります。
- ・心的外傷後ストレス障害（PTSD）により、落ち着きのない行動や問題行動を引き起こす場合があります。



【身体的影響】

- ・打撲など外から見える傷のほか、頭蓋内出血など外から見えない傷、栄養障がいによる低身長などが見られます。重度の場合、重い障がいが残ることがあります。

【知的発達への影響】

- ・安心できない生活環境のため、落ち着いて学習できなかったり、ネグレクトにより学校へ登校できなかったりすることで、知的発達が不十分になることがあります。
- ・保護者が、子どもの知的発達にとって必要とされる情緒的なやり取りを行わなかったり、逆に発達レベルにそぐわない過大な要求をすることによって、発達が阻がれる場合があります。

【世代間連鎖の問題】

児童虐待をする親や祖父母にも被虐待体験があり、上記のような特徴が見られる場合もあります。また、虐待による被害を適切にケアされなかった子どもは、その子どもに対して虐待をしてしまうこともあります。しかし、周囲の支えがあれば、虐待の連鎖を断ち切ることができます。

「おかしいな？」と思ったら、まずは連絡を！

矢板市子ども課

☎0287 (44) 3600

児童相談所全国共通ダイヤル

☎189

栃木県北児童相談所

☎0287 (36) 1058

矢板警察署

☎0287 (43) 0110

【緊急のとき】☎110

相談・通告の流れ

①気づいたら…

- 体に「あざ」がある。もしかしたら虐待を受けているかも…
- 近所に子育てで悩んでいる人がいる。怒鳴り声と泣き声がよく聞こえる…

②相談・通告

- 虐待かどうか判断をする必要はありません。
- 見たり・聞いたりしたことを電話で話してください。匿名で通告することもできます。

③調査・確認

- 子どもの安全を確認するための調査を行います。虐待の事実がなかったとしても、通告した人が責任を問われることはありません。

④専門家が対応します

- 児童相談所や市の職員が責任を持って対応します。



虐待をなくすために…

地域みんなで子育てを見守ろう！

●さりげない関わりがパパ・ママの支えになります

近所や外出先で出会った子育て中の親子に、やさしいまなざしとさりげない気遣いをお願いします。

市内には、新しく転入してこられるご家庭も多くあります。見知らぬ土地で心細い思いをしながら子育てを頑張っているパパ・ママもいます。

周りの方から「何か困ってない？」「○○くん・○○ちゃん、元気があっていいね」などと声をかけてもらえると、心細い気持ちがグッと軽くなります。

日頃の何気ないあいさつや会話など、周囲のさりげない関わりが、子育て中の親子の心の支えになります。

●パパ・ママが頼りやすい人になろう

小さいお子さんがいる家庭だと「子どもが泣いたらうるさくて、周りに迷惑をかけるのではないかな」「子どもを預けてひとりで出かけたら無責任と思われるのでは…」と思って、なかなか周りの人たちに育児を頼れないことがあります。

パパ・ママの負担を軽くしてあげられるように、周りの皆さんが頼られやすい雰囲気をつくってあげましょう。

顔見知りなどで、様子が気になる親子を見かけたら、声をかけてみましょう。子育てに悩んでいる保護者にさりげなく手を差しのべられるのは、皆さんです。



子育ては、あなたひとりの「仕事」ではありません

あなたが心身ともに健康であることは、子どもの健やかな成長にとって、とても大切なことです。

パートナーや子育て中のママ友・パパ友、両親や義父母のほか、民間や公的機関での託児サービスや子育て支援など、あなたを支えてくれる人たちが周りにたくさんいることを忘れないでください。

●手を抜くことも必要です

子育てを頑張りすぎるあまり、育児が嫌になってしまうことがあります。時には、「まあ、いいか」と思える心のゆとりを持ち、休めるときには休みましょう。自分自身に優しくなることで、子どもにも優しく接する心の余裕が生まれます。

●周りの人に上手に頼りましょう

子育てをしながら、家事や仕事の両立は、とても大変なことです。子育てなどの不安や悩みを抱え込まず、周りの人に相談しましょう。

●リフレッシュタイムでイキイキ子育て

子育て中は、子どもの世話や家事など、慌ただしく毎日が過ぎていきます。心に余裕をつくるためにも、ゆっくりとリフレッシュできる時間を作ることも大切です。

両親や義父母に協力してもらい子どもを預けて、自分の時間を作るのも1つの方法ですが、近くに頼れる家族が住んでいない場合などは、託児サービスなど子育て世帯をサポートするサービスを活用してみてもいいかもしれません。



●支援の場が、あることを忘れないでください

子育てをしていて、つらいことや困ったことはありませんか？多くの保護者がそういった思いや経験をしています。

ひとりで悩んだり、苦しい思いをしている場合は、相談をしてみませんか？誰かにあなたのつらい気持ちを伝え、分かってもらえることで、心が穏やかになるかもしれません。周りに言いづらい時は子ども課に電話してください。

～子育てがづらい、悩みを抱えているあなたへ～



ひとりで抱え込まないで！子どもに関するお悩みやアドバイスなどを専門のスタッフが支援します。

悩んだときは、ぜひ私たちに声をかけてください。

矢板市子ども課

子どもの健康や保育など、子どもに関わる全般の相談を受け付けています。

☎(44)3600

矢板市子育て世代包括支援センター

地域のつながりの希薄化により、妊産婦などの孤立感や負担感が高まっている中、妊娠期から子育て期までの支援を切れ目なく提供するために相談支援を行っています。

☎(47)7706

一時保育施設

急な用事などで子どもを預けなければならない時や保護者の育児の負担を軽減するため、休養、通院などの理由で一時的に保育が必要な場合に利用することができます。

○矢板保育園 ☎(43)0033

○こどもの森こころ保育園 ☎(48)1966

児童家庭支援センターちゅうりっぷ[®](さくら市喜連川1025)

ご家族の病気や出産、冠婚葬祭、学校行事などの理由で一時的に養育が困難な方のお子さんをお預かりする「ショートステイ」や仕事などの理由で保護者が夜間または休日に養育が出来ない時に、お子さんをお預かりするトワイライトステイを行っています。

☎028(686)2220